

えひめ社会教育士ネットワーク設置要綱

愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課

(目的)

第1条 愛媛県社会教育士、社会教育主事及び社会教育主事有資格者（以下「社会教育士等」という。）が、社会の変化に応じた知識を習得し専門性を高めるとともに、各地域における社会教育を一層推進し、地域の課題解決や地域コミュニティの基盤強化を図ることを目的に、えひめ社会教育士ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）を設置する。

(内容)

第2条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育士等の継続的な学びのための有益な情報の提供に関すること。
- (2) 愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課（以下「県社会教育課」という。）が実施する事業（調査等）への協力依頼に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第3条 本ネットワークは、社会教育主事講習修了者であって第1条の目的に賛同し、本要綱を遵守する者をもって組織する。

2 本ネットワークの会員資格を有する者は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 愛媛県内に在住する者
- (2) 勤務地又は主な活動拠点が愛媛県内にある者

(会員登録及び退会等)

第4条 本ネットワークに参加を希望する者は、別に事務局が定める登録フォームにより、その旨を県社会教育課に届け出るものとし、登録内容に変更が生じた場合及び退会する場合も同様とする。

(登録の抹消)

第5条 県社会教育課は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めた場合には、会員登録を抹消するものとする。

- (1) 登録情報の誤り等により、県が発信した情報が不達となったとき。
- (2) 次条の禁止事項に反する事由があると認められる行為があったとき。
- (3) その他登録を継続することが不適当な事由があったとき。

(禁止事項)

第6条 会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不正に入手した他人の情報を登録する行為
- (2) サーバに対して不正アクセスを試みる又は有害なプログラム等を送信する等、通信機器の機能を妨害し、情報の引き出し又は他者の妨害をする行為
- (3) その他県社会教育課が不適当と判断した行為

(登録費用)

第7条 本ネットワークへの登録は、無料とする。ただし、通信料は、会員が負担するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 事務局は、県ホームページ「プライバシーポリシー」のとおり「個人情報の保護に関する法律」等関係法令の規定に基づき、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(免責事項)

第9条 会員が、次の各号に掲げる損害を受けた場合において、愛媛県教育委員会は、その一切の責任を負わないものとする。

- (1) 事務局が発信した情報に基づく判断、行動、その他誘発される結果によって発生した損害
- (2) 第5条によって発生した損害

(事務局)

第10条 県社会教育課に事務局を置く。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか、本ネットワークに関し必要な事項は、別に事務局が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月2日から施行する。